

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案概要

1. 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率及び地方のたばこ税の税率の引上げを行う。

2. 税制上の措置の内容

- ① 平成26年度から平成30年度までの間、個人住民税の均等割の税率を次のように引き上げる。

年額 500円引上げ 年額 4,500円とする（現行 年額 4,000円）

〔	道府県民税の均等割	〕
	年額 200円引上げ 年額 1,200円とする（現行 年額 1,000円）	
	市町村民税の均等割	
	年額 300円引上げ 年額 3,300円とする（現行 年額 3,000円）	

- ② 平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間、地方たばこ税の税率を次のように引き上げる。

イ 旧3級品以外の製造たばこ

1,000本につき 1,000円引上げ 7,122円とする（現行 6,122円）

〔	道府県たばこ税	〕
	1,000本につき 395円引上げ 1,899円とする（現行 1,504円）	
	市町村たばこ税	
	1,000本につき 605円引上げ 5,223円とする（現行 4,618円）	

ロ 旧3級品の製造たばこ

1,000本につき 475円引上げ 3,381円とする（現行 2,906円）

〔	道府県たばこ税	〕
	1,000本につき 188円引上げ 904円とする（現行 716円）	
	市町村たばこ税	
	1,000本につき 287円引上げ 2,477円とする（現行 2,190円）	

（注）旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

- ③ その他所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

原則として公布の日（ただし、②については、平成24年10月1日）